

第1編 総論

1 計画策定の趣旨

近年、地球温暖化の影響によると考えられる自然災害の激甚化・頻発化や、金属や化石燃料などの天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響など、環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、資源の循環的利用をより一層徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への変革が求められています。

国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定（平成30年（2018年）6月）や「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年（2019年）10月）、さらには「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布（令和3年（2021年）6月）などにより、循環型社会形成に向けて、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる持続可能な社会づくりへの取組が進められています。

本市においては、平成23年（2011年）3月に「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政との協働のもと、ごみの減量化やりサイクルの推進、ごみの適正処理などの取組を進めてきました。さらに、平成27年度（2015年度）に同計画の中間見直しを行うとともに、市域内のし尿及び浄化槽汚泥の処理方法や今後の処理のあり方などを定めた「生活排水処理基本計画」を策定し、生活排水の適正処理を実施してきました。

令和3年度（2021年度）で本市のこれらの計画の期間が終了することに伴い、少子高齢化の進展や、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な循環型社会の実現に向けて、更なるごみの減量化やりサイクルの取組を推し進めるとともに、生活排水の適切な処理により水環境を保全するため、本計画を策定します。

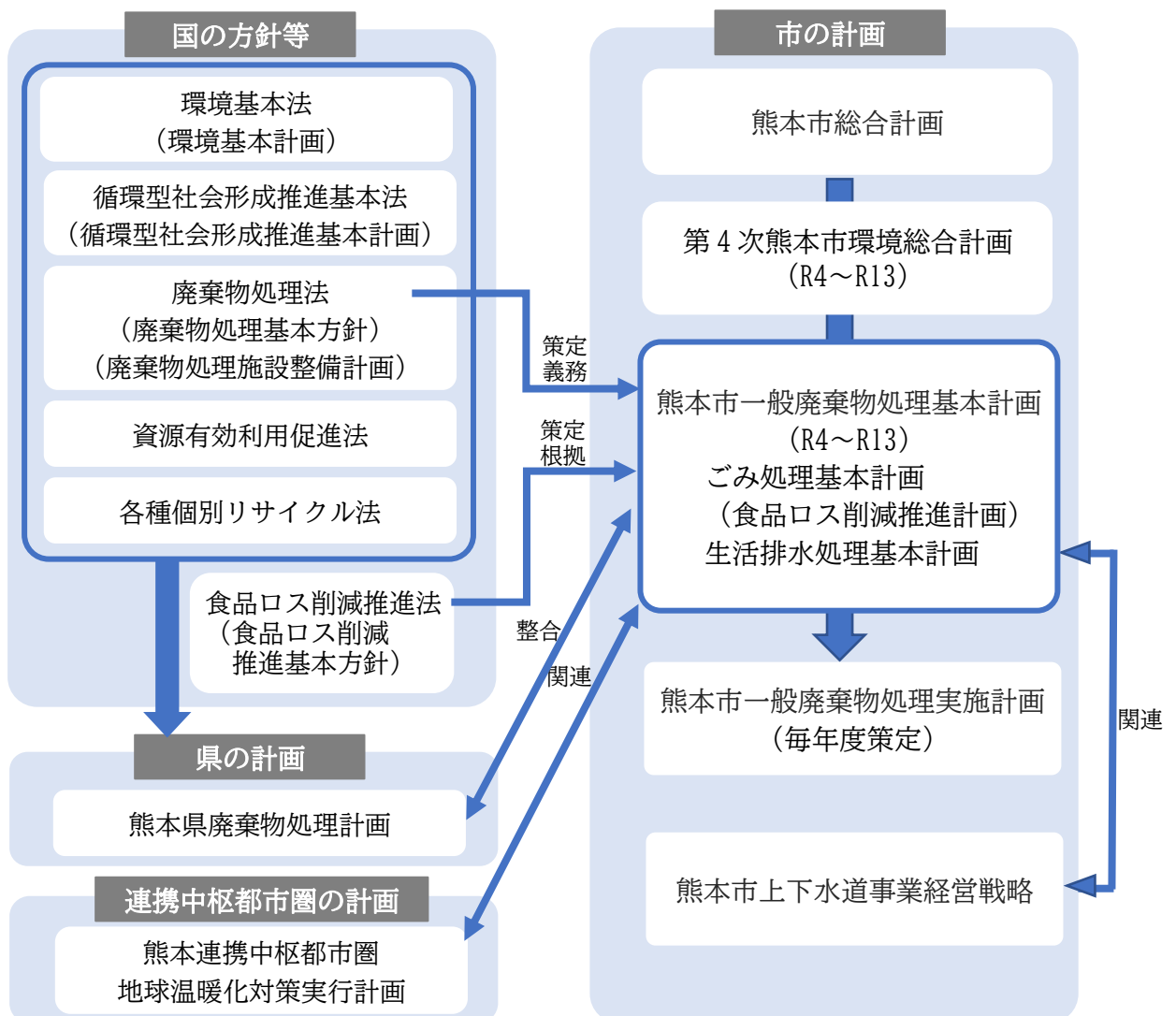
2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の排出の抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な事項を定めるものです。

また、廃棄物処理に関する国の方針等との整合を図るとともに、「熊本市第7次総合計画」の環境分野における分野別計画として、環境基本条例を踏まえて策定する「第4次熊本市環境総合計画」の個別計画として位置付けています。

なお、一般廃棄物には、「ごみ」に加え、「し尿」及び「浄化槽汚泥」も含まれることから、本計画は、ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と、し尿及び浄化槽汚泥の発生源となる生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」の2本立てとしています。

さらに、「ごみ処理基本計画」に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に規定される市町村食品ロス削減推進計画を内包するものとします。



3 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間

令和8年度（2026年度）を中間目標年度に設定し、中間目標年度に計画の達成状況を評価・点検し、改定を実施します。また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも改定を実施します。

4 計画の対象区域

本計画の対象とする区域は、熊本市全域とします。

5 計画の対象とする一般廃棄物

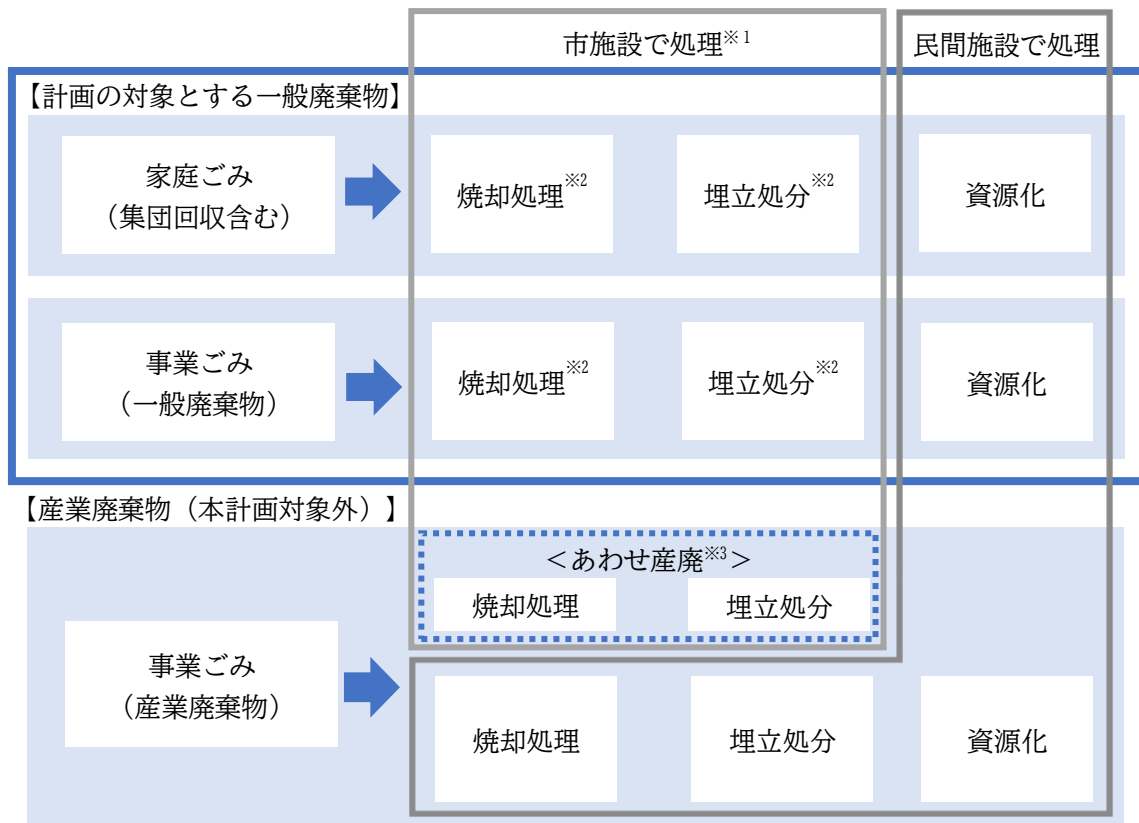
【ごみ処理基本計画】

本計画の対象となる一般廃棄物は、家庭ごみ（家庭から排出されるごみ）及び事業ごみ（事業活動等に伴い排出されるごみ）であり、それぞれの処理方法は次ページのとおりです。

なお、事業活動等に伴い排出されるごみのうち、廃油や廃プラスチック類などの廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物は本計画の対象とはなりません。また、前計画で対象としていた同法第11条第2項に規定する産業廃棄物（あわせ産廃）についても、本計画からは除外しています。

また、本市では、合併前の旧熊本市地区に旧城南町と旧富合町を加えた熊本地区と、旧植木町の植木地区とでごみ処理の体制が異なっており、植木地区は、現在も旧植木町当時から所属している山鹿植木広域行政事務組合で処理を行っていますが、令和元年度（2019年度）から、山鹿植木広域行政事務組合の所有する焼却施設が老朽化によって閉鎖したことに伴い、植木地区の燃やすごみを熊本地区と同様の処理方法としたことなどから、本計画では、植木地区を計画の対象区域に含めています。

不燃物（埋立ごみ）は、引き続き、山鹿植木広域行政事務組合で処理を行いますが、今後も、適切な一般廃棄物の処理方法について、事務組合並びに構成市と協議を行っていきます。



※1 植木地区の家庭ごみ（埋立ごみ）及び事業ごみ（埋立ごみ）の一部は、山鹿植木広域行政事務組合で埋立処分している。

※2 資源化に伴い発生した残さを含む。

※3 本市のごみ処理施設は一般廃棄物を処理するために設置しているが、一部の産業廃棄物（資源化できない廃プラスチック類、動植物性残さなど）は市と契約を結ぶことにより持ち込むことができる。

【生活排水処理基本計画】

本計画の対象となる一般廃棄物は、し尿（くみ取りし尿で、人の排泄行為に附帯するトイレットペーパー類などを含む）及び浄化槽汚泥（浄化槽に貯留した汚泥）であり、それぞれの処理の流れは、57ページの「生活排水処理の流れ」のとおりです。